

公民(基本的人権②・平等権編)

すべての人は平等であって、平等なあつかいをうける権利(① 権)を持っているが、今日もさまざまな差別があるのが現状である。例えば、江戸時代のえた、ひにんという身分がきっかけである② 差別(③ 問題)や④ 民族への差別、日本で50万人以上生活している⑤ 人への差別などがある。また、女性差別をなくすために、1985年に⑥ 法が、1999年に⑦ 法が制定された。その他にも、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなくふつうの生活を送る⑧ の実現が求められていて、2006年には国際連合で⑨ 条約が採択された。このように社会にはさまざまな人がいるため、人々がともに助け合っていく⑩ をつくる必要がある。